

平成28年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年4月25日（月）午後2時00分

議会棟第一委員会室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 椎名 幸雄	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 齊藤 隆	6番 染谷 智一郎
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 齊藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禧
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 出席事務局職員

局長	渡辺 唯男
次長	成嶋 文夫
次長補佐	落合 敦
農地係長	富塚 隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する

専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

議長 定刻となりましたので開会いたします。ただ今から平成 28 年第 4 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 19 名の出席をいただいております。会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

16 番 高田勝禧委員

17 番 渡邊光雄委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局から説明いたします。最初に、申し訳ありませんが、議案資料に誤りがありますので訂正をお願いします。資料の 19 ページの 1 行目です。「議案第 1 号 1 番」となっていますが「議案第 2 号 1 番」、1 号を 2 号に改めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は新規の賃借権設定が 2 件、賃借権の再設定が 4 件の計 6 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 4 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は 1 ページから 18 ページまでとなります。

申請地は〇〇〇〇〇字〇〇地先の登録地目が田、現況地目が雑種地の一筆で、面積は433m²です。譲受人の大東瓦斯工業株式会社が農地を借用し、資材置き場とするものです。同社はガス工事の請負を主に行っていますが、定款には土木工事業及び舗装工事業等も盛り込んでいます。

申請地は鳥の博物館東の手賀沼ふれあいライン沿いに位置しています。

なお、この申請地は既に許可なく整地されていて、現在、違反転用の状態です。これに対してこのたび経緯を記した始末書が提出されています。

申請地は以前家が建っていた場所で宅地となっていたが、家が撤去されたため譲受人が資材置き場として借用しています。申請地の田 433m²と隣接地の宅地 575.46m²を含めると、資材置き場全体の面積は 1,008.46m²となります。なお、雨水は自然排水で、周囲はトタン塀で囲っています。隣接農地の所有者の意見としては特に問題はありません。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。譲渡人及び譲受人双方の立ち会いの下、現地調査を行いました。申請地の農地区分は第2種農地に当たります。隣接の土地等に影響が出ないように雨水は自然排水とし、トタン塀で囲ってありました。

目的の実現の確実性については、資材置き場として整備されており、資金の問題もありません。以上のことから、農地法5条の許可要件は満たしております。

なお、無許可で資材置き場として使用していたことに対しては、申請地は家が建っていた場所で宅地となっていたことや、申請人から謝罪があり、今後は法を遵守することを確約しております。

以上の内容を基に審議したところ、土地の現況、土地利用の状況、申請人が深く反省していることなど、土地の農業上の利用の確保及び公益並びに関係人の利益を衡量した結果、第3調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

なお、整理番号4については〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

新堀政夫委員 よろしくご審議のほどお願いします。

（発言あり） これ〇〇さんのを先にやりますか。

事務局 すみません、〇〇さんのは逆なんですよ。

（発言あり） あとにしましょうね。あと、あと。

議長 事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年4月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は19ページからとなります。

新規の賃借権設定が整理番号1から2までの計2件、賃借権の再設定が整理番号3から6までの計4件です。

整理番号1の設定農地は〇〇地先の田二筆、合計面積は1,485m²です。貸付者、借受者とも市内在住の農業者です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は6年間です。

続いて3ページです。

整理番号2の設定農地は〇〇字〇〇、〇〇字〇〇〇、〇〇〇〇字〇〇地先の田各一筆、〇〇〇の田3筆、合計面積は8,166m²です。借受者は〇〇市在住の農業者です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇0kgで、期間は6年間です。

続いて4ページです。

整理番号3の設定農地は〇〇〇字〇〇〇、〇〇地先の田各二筆、合計面積は5,204m²です。借受者は（有）今井興業ライスセンターです。賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇0kgで、期間は6年間です。

続いて5ページです。

整理番号4の設定農地は〇〇字〇〇、〇〇字〇〇地先の田各一筆、〇〇〇地先の田3筆、

合計面積は 4,613m²です。貸付者、借受者とも市内在住の農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ〇〇kg で、期間は 6 年間です。

整理番号 5 の設定農地は〇〇字〇〇地先の地目田、現況畑の一筆、面積は 1,400m²です。貸付者、借受者ともに市内在住の農業者です。賃借料は年額〇万円で、期間は 3 年間です。

続いて 6 ページになります。

整理番号 6 の設定農地は〇〇〇地先の田 8 筆、合計面積は 2 万 3,695m²です。貸付者、借受者ともに〇〇市在住の農業者です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 6 年間です。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 整理番号 1 の借受者の経営面積は、借受地を含め、670 アールです。年間農業従事日数は本人が 250 日です。トラクターを初め、農業機械を保有しています。

整理番号 2 の借受者の経営面積は、借受地を含めて 229 アールです。年間農業従事日数は本人が 150 日、父が 300 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号 3 の借受者の経営面積は、借受地を含め、3,111 アールです。トラクター 4 台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号 4 の借受者の経営面積は、借受地を含めて 410 アールです。年間農業従事日数は本人が 300 日、妻が 200 日、子が 200 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械を保有しています。

整理番号 5 の借受者の経営面積はすべて借受地で、88 アールです。年間農業従事日数は本人が 350 日、妻も 350 日です。

整理番号 6 の借受者の経営面積は、借受地を含め、711 アールです。年間農業従事日数は本人が 300 日、妻が 300 日、子が 300 日、子供の妻が 200 日です。トラクター 2 台を初め、農業機械を保有しています。

以上の内容を基に審議したところ、第 3 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 6 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案第2号の整理番号4を除く整理番号1から3及び5、6に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 細かいことで申し訳ありません。議案書はきちんとした文面を基にと思いましたが。4ページ「(有)今井興業ライスセンタ」になっていますね。伸ばす棒がなくなっていますよ。これは議案資料だからちゃんと作ってね。

事務局 大変失礼しました。早速訂正いたします。

議長 そのほかございませんか。

渡辺陽一郎委員 すみません。

議長 渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 今、一つだけ言っただけでもう一つあります。議案第2号2番の〇〇さんなんですけども。

議長 何ページですか。

渡辺陽一郎委員 議案書は3ページです。〇〇さんというかたちで。議案資料が20ページです。専業が世帯主の〇〇さんのみということで、面積的にはそれほどではないとは思いますが、あとは兼業というかたちで。私、この方を存じ上げないものですからどの程度の方かなと思いましたが。それだけ事務局に確認をしたいと思います。

議長 兼業についてですか。

渡辺陽一郎委員 ええ、どの程度、耕作意欲と耕作能力があるかを確認したい。新規設定です。

議長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 この方は家族で、二世帯で農業を営んでいます。お父さんのほうが300日で、

その母親のほうもお手伝いしていて、〇〇ご本人が兼業で 150 日ということです。それと農機具のほうもトラクターのほかにコンバインとか、乾燥機も 2 台ありますし、田植機等もそろっていますので、十分農業をやるというような意思はあると思います。

事務局 恐らくお父さんの名前でやりたかったんでしょう。一つはお父さんを中心にやっていますから。ただ基盤強化基本構想からいくと、あまり 60 以上だと好ましくないということで、息子さんもひと通りやっているということもあって息子さんのことにしたと思うんです。150 日ですから市役所の職員なんかも結構田んぼをやられている方がいるので、少なくとも農業をやっているということで、恐らく田んぼだけなんでしょうけれども、きちんとやられているということで上がってきたんじゃないかと。あと高田委員のほうからちょっと補足があるそうなので。

議長 高田委員。

高田勝禎委員 この〇〇さんというのは〇〇さんの親同士が兄弟なんですよ。遠戚で今までやってきた。前には〇〇さんですか、75 歳の人とやっていたんですけど、今事務局が説明したとおりで、そのせがれがやるというかたちでずっと継続していた。

渡辺陽一郎委員 名前が変わったので新規設定というかたちなんですか。

高田勝禎委員 ええ、ということです。

渡辺陽一郎委員 分かりました。すみません。了解しました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号の整理番号 1 から 3 及び 5、6 について採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号の整理番号 1 から 3 及び 5、6 は原案どおり決定することにしました。

続いて、議案第 2 号の整理番号 4 に対する質疑に入ります。

〇〇委員には先ほど申しましたが、議事参与の制限がありますので退室をお願いします。

(〇〇委員、退室)

議長 続いて、議案第2号の整理番号4について質疑を受けます。

(なし)

質疑がないものと認め、打ち切ります。

それでは議案第2号の整理番号4を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号4は原案どおり決定することといたしました。

須藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

〇〇委員は自席に戻ってください。

(〇〇委員が自席に戻ったことを確認)

議長 以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号、第2号の2本です。議案書は8ページからとなります。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。転用目的・事由は、整理番号1が宅地で、整理番号2と3が店舗です。

続きまして、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。転用目的・事由は、整理番号3が道路の拡幅、ほかの5件がいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

以上です。

議長 報告第1号及び2号に何かご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成28年第4回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人